

穂高病院 居宅ケアプランふるる 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人仁雄会が開設する穂高病院居宅ケアプランふるる（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援及び指定介護予防支援（以下、「居宅介護支援等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な居宅介護支援等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、介護保険法等の諸法令に基づき、その利用者が可能な限り有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮する。

- 2 事業所は、利用者の心身の状況や生活全体の環境に応じて、利用者および利用者家族の意向を尊重し、適切な医療保険サービスまたは福祉サービス（以下、「居宅サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 3 事業所は、事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は居宅サービス等を提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 利用者が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介、調整を行う。

(事業の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 穂高病院 居宅ケアプランふるる
- (2) 所在地 長野県安曇野市穂高4303-1 北棟2階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 （主任介護支援専門員）
管理者は所属職員を監督し、関連機関との連携を図り設備や物品の管理を行い、苦情や問い合わせの対応を行うなど適切な事業の運営が行われるように統括する。
管理者は介護支援専門員と兼務し、自らも居宅介護支援事業等の提供にあたるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上とし、業務の状況に応じて増員する。なお、当該増員について非常勤の者を充てることができる。
居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号の基準に示された員数）の介護支援専門員を配置する。
介護支援専門員は、要介護者等に対し、課題分析、「居宅サービス計画・介護予防サービス計画」（以下、「居宅サービス計画等」という。）の作成、介護予防ケアマネジメント、担当者会議の開催、再評価、継続管理、給付管理、地域ケア会議への参画等を行う。また、市町村からの依頼があれば要介護認定調査業務にもあたる。
- (3) 事務職員 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の休日（振替休日を含む）、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間は、午前9時から午後5時までとする。

※業務の都合によって必要がある場合は、前項の休日を変更することがある。

(サービスの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 居宅サービスの提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所は、事業所内もしくは利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。

(2) 課題分析票は、利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を用いる事とする。

(3) サービス担当者会議は、事業所内もしくは利用者宅その他必要と認められる場所において開催する。

(4) 介護支援専門員は居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。また、他サービス事業者と連携し、以下の要件を満たせばテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用し行うことができる。

・利用者の同意を得る。

・サービス担当者会議にて利用者の状態の安定の状態、利用者の意思疎通（家族のサポート含む）、テレビ電話装置等の情報を他のサービス事業者との連携で補う。

・少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月1回）は利用者の居宅を訪問する。

(5) 居宅介護支援等のサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援等が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

(6) 次条の通常の事業の実施範囲を超えて行う居宅介護支援等に擁した交通費は、その実費（30円/km）とする。

(7) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、穂高地区を中心とする安曇野市全域とする。

その他のエリアは相談対応可能とする。

(相談・要望・苦情処理)

第9条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援、介護予防支援又は自らが居宅サービス計画等に位置付けた居宅サービス等に対する利用者からの要望・苦情に対し、迅速に対応する。

苦情に関して、国民健康保険団体連合会、市町村等行政が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を図る。

(身体拘束)

第10条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者又は利用者家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し、同意を得たうえで、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施するものとする。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護支援事業等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第13条 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を儲け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 仁雄会 穂高病院が必要とする職員研修への参加
 - (2) 外部施設が企画する研修会への参加及び伝達講習会
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に記載する。
- 4 事業所は、利用者に対する居宅介護支援等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。ただし、虐待・身体拘束・苦情・事故に関する記録、介護給付費請求書および介護給付費明細書については5年間保管するものとする
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人仁雄会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2025年7月1日から施行する。